

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	建築住宅課	検索番号	1 - 1
法令名	建築基準法施行細則	根拠条項	11 - 2		
許認可等	私道の変更又は廃止の承認				
(根拠規定)					
建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置の指定を受けた道路の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、特定行政庁の承認を受けなければならない。					
(許認可等の基準)					
位置の指定を受けた道路を変更、廃止するに当たっては、次の要件を満たすものでなければならない。					
愛媛県道路の位置の指定基準(平成3年4月1日付け/愛媛県土木部長通達)					
2 変更と廃止の取り扱いについて					
(1) 道路位置指定の廃止申請					
廃止申請とは、位置指定を受けた「道路全部」を廃止するものです。					
一部区間の廃止は、変更申請となります。					
廃止申請においては、指定道路に接する「全ての土地」の所有者等の承諾が必要となります。従って、指定申請のときには含まれていない土地の承諾を要する場合があります。					
また、周囲の状況によっては、廃止を認めないこともあります。					
(2) 道路位置指定の変更申請					
変更申請とは、前述の一部区間の廃止、全部又は一部区間の道路の位置等の変更若しくは新たな指定道路の接続により必要となります。					
また、廃止申請と同様、土地所有者等の承諾を必要とする土地は、指定道路に接する「全ての土地」です。					
既存の指定道路に新たな指定道路が接続する場合には、既存の指定道路の「変更申請」と新たな指定道路の「指定申請」の二つの申請を同時にすることも考えられますが、審査上判りにくくなることと申請書の量が増えるという理由で、出来る限り一つの「変更増を伴う変更申請」として申請するようにしてください。					
なお、申請を分けるか否かに関係なく、既存の指定道路と新たな指定道路は一つの指定道路として技術基準の適用を受けることとなります。					